年　　月　　日

関東財務局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　登録番号　関東財務局長(金商)第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職氏名

役員又は重要な使用人が業務の継続が著しく困難となった場合に関する届出書

　下記のとおり役員又は重要な使用人が金融商品取引業に係る業務の継続が著しく困難となったことから、金融商品取引法第５０条第１項第８号、並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第１９９条第２号の規定により届出いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当者の役職・氏名 |  |
| 該当事由等 |  |
| 該当年月日 | 年　　　　月　　　　日 |

連絡担当者　所属

役職氏名

電話番号